

日本呼吸器クリニックネットワーク 規約

<第1章 総則>

・第1条 名称

本会の名称を以下の通り定める。
『日本呼吸器クリニックネットワーク』とする。

・第2条 事務局

本会の事務局を以下に設置する。
〒366-0817 埼玉県深谷市柏合 144-2
プラーナクリニック
TEL 048-551-1500

<第2章 目的>

・第3条 目的

主に呼吸器疾患を一次医療機関にて従事している呼吸器医師同士のネットワークを構築し、リアルワールドにおける呼吸器疾患の状況を把握し、診療の向上を目的とする。

- 1) 会員間の懇親と診療や運営などの情報共有
- 2) 呼吸器学会学術講演会への参加促進
- 3) 臨床、研究、教育を通じた学術的貢献

<第3章 構成>

・第4条 会員

以下を全て満たすものとする

- 1) 本会の趣旨に賛同する、主に一次医療に従事する呼吸器医師
- 2) 日本呼吸器学会員

なお、所属医療機関が診療所の者を A 会員、病院の者を B 会員とする。

・第5条 役員及び任期

- 1) 本会は次の役員をおく

代表世話人 1 名、副代表世話人 2 名、世話人 10 名程度、会計監事 2 名、顧問 1 名

- 2) 世話人の中から代表世話人及び副代表世話人を選出する。任期は 2 年とし、再任を妨げない。
- 3) 顧問は本会の基本運営方針に意見及び助言を行う。
- 4) 新たな世話人は世話人の推薦により世話人会で決定する。
- 5) 世話人の中から会計監事を選出する。任期は 2 年とする。

・第6条 世話人会

- 1) 世話人会は代表世話人の発議により年1回以上開催される。
- 2) 本会運営方針の最高決定機関とする。

<第4章 運営>

・第7条 運営

目的を達成するために以下の運営を行う。

- 1) 年1回の総会を開催する。
- 2) 講演会を年に数回を目安に行う。
- 3) 各部会を設置し、一次医療機関における呼吸器診療の状況把握、研究等を行う。

<第5章 会計>

・第8条 会費

本会の収入は会費、講演会参加費およびその他の収入とする。

- 1) 会費は年間 5,000 円とする。
- 2) 講演会参加費を徴収する。

・第9条 会計

会計年度は4月1日から翌年3月31日とする。

<第6章 会則の変更>

・第10条 会則変更

- 1) 重要事項については、総会時の会議にて決定するものとする。
なお、会議の成立は会員の半数以上の出席とし、出席者の過半数の同意を持って決定する。

<付則>

2021年4月23日より施行する。

2023年8月18日より施行する。

<役員>

会の役員は次の会員とする。

代表世話人	青木康弘
副代表世話人	金子教宏
副代表世話人	寺田邦彦
世話人	熱田了
世話人	大道光秀
世話人	亀井雅
世話人	須賀達夫
世話人	白木晶
世話人	田中裕士
世話人	保澤総一郎
世話人	茂木孝
会計幹事	平松哲夫
会計幹事	新謙一
顧問	西村正治